

# 津市建設工事等金入り設計書の情報提供に関するガイドライン

令和2年10月14日

改正 令和3年10月15日

(趣旨)

第1 このガイドラインは、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、建設工事等金入り設計書の情報提供に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて、建設工事等金入り設計書とは、津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年1月1日津市訓第3号）及び津市上下水道事業建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年1月1日）に規定する工事、工事に付随する業務委託及び修繕に係る設計書であって金額の記載されたもの（以下「金入り設計書」という。）をいう。

(情報提供の対象となる金入り設計書)

第3 情報提供の対象となる金入り設計書は、情報提供を申請する日の属する年度又は情報提供を申請する日の前年度において、請負契約の相手方と契約を締結したものをいう。

(情報提供の申請)

第4 情報提供を申請する者（以下「申請者」という。）は、総務部総務課に対し、金入り設計書情報提供申請書（別記様式）（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

(情報提供の方法)

第5 金入り設計書の情報提供は紙又は電磁的記録による交付（以下「写しの交付」という。）又は閲覧により行うものとする。

(情報提供の費用負担)

第6 申請者は、写しの交付に当たり、条例第18条の規定による費用を負担するものとする。

(公文書開示請求書の読み替え)

第7 情報提供の対象となる金入り設計書に対し、条例第6条第1項に基づ

く公文書開示請求書が提出された場合は、当面の間において、申請書が提出されたものとみなす。

(委任)

第8 このガイドラインに定めるもののほか、金入り設計書の情報提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

このガイドラインは令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月15日)

このガイドラインは令和3年11月1日から施行する。